

徳島県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の退任について届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

熊谷土地改良区

二 退任清算人

氏名	住所
湯浅数海	阿南市熊谷町正境二 三
湯浅博幸	同 シル谷一九八 二
須賀和代	同 一八一 三
横石和茂	同 一八三 三
久武勝	同 丸山ノ下一五
湯浅峯雄	同 九五
湯浅聖治	同 大谷二八 一
湯浅昭彦	同 ヨノエ二五 二
湯浅博幸	同 熊谷八
山本健司	同 金ヤ五